

波染一揆にについての学習ワークシート

波染一揆資料一覧



「僕約令」の一部(29か条)

○男女とも着るのは太絹にしなさい。
○お祝いや不卒があつたときの集まりでの料理は僕約しなさい。
○日傘、雪帽を使つてはいけない。ただし、女性の白淡墨はかまわない。
○而の袖は裏笠を使ひなさい、手車をなつても、竹の筋の白淡墨、
くり下駄のほかはいけない。

* 様様のない波紙で張つた軒

別段お触れ書き(最後のらか条)

○着るものは、波染、藍染に限る。
○めあかしの着るものは、これまでどおりでよい。
○雨の時、旅の家や村内の友だちの家に行く時には、くり下駄をはつてよい。
しかし、知つている百姓に会つた時は下駄をぬいであいさつをしなさい、他の村に行く時には、下駄をはいてはいけない。
○年賀をきちゃんどおさめている家の女性は特別に竹の柄の白淡墨を使つてもよい。
○墨役などをしているもので、後首で行く所の服装はこれまでどおりでよい。



「僕約令」と「別段お触れ書き」の違いはどこででしょう。

この「別段お触れ書き」に対して、人々はどのような取り組みをしましたか。



波染一揆についての学習をまとめてみましょう。

時代	ことがら
安土桃山時代	<ul style="list-style-type: none"> ・豊臣秀吉が全国を統一する ・後醍醐天皇の蟄居がおこる ・徳川家康が江戸に幕府を開く ・徳川が完成する ・身分制がかたまる ・町人文化が育つ
江戸時代	<ul style="list-style-type: none"> ・一揆や打ちごわしが多くなる ・天保の大起き
1853年	・ペリーが浦賀に来る
1856年	・涉染一揆
1867年	・江戸幕府がほうびる
1868年	・明治維新
明治時代	・江戸時代の身分制が改められる

涉染一揆は、岡山藩における出来事です。江戸時代の身分制の社会の中で、農民や町人とは分け隔てられ、厳しい差別を受けていた人々が、服部などにまで加えられようとした差別に対しての自然の要求をつらぬいて成功させた全国的にもすばらしい取り組みです。

* 江戸時代後半の変遷

強力な支配の仕組みで幕府や藩は民衆を支配していましたが、江戸時代後半になると出番が増えて前戦が苦しくなってきました。

そのため、年貢を増やしたり、税治のひきしめを行なうなど改革にのりだしましたが、かえって本當が高まり、一揆や打ちごわしが起るようになりました。岡山藩においても年貢の收入よりも支出が多くなってきました。とりわけ、1853(嘉永6)年の黒船来航以後、幕府の命令により開港半島の守りについたため、藩の財政は危機的なものとなっていました。

* 岡山藩の改革

このような中で、藩は改革の一つとして1855(安政2)年に「内に厳しい[榜切令]を出ししました。そのうち最後の5か条は「別段お馴れ書き」と呼ばれ、農民や町人とは分け隔てられ、厳しい差別を受けていた人々に読み通されました。

* 岩籠の取り組み

これに対して、人々は、次の年、たびび会言を持ち、譲能書を作成しました。それを、藩に提出しましたが、4月に譲能書は戻されました。

* 塚折の取り組み

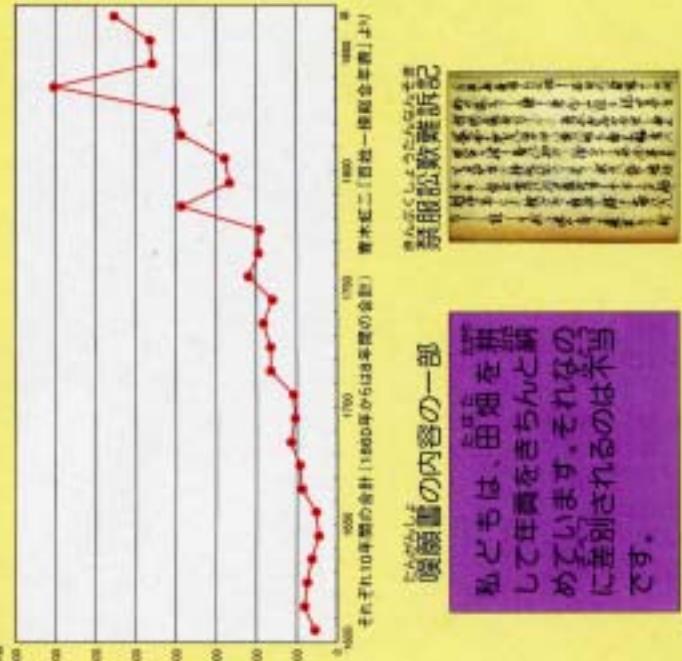
さらに藩は奥羽守に従うよう一層強く要求しました。そこで人々は6月14日に八日市河原に集まり、武器を持たず整然と虫明にある藩の豪者の屋敷をめざして進みました。その途中、武器を持つた役人とねばり強く話し合いをし、譲能書を受け取らせました。

* その後の取り組み

その後、12人の代表者が呼び出されて牢屋に入られました。1人はまもなく解放されましたが、6人は牢屋で亡くなりました。国内外の努力により、1859(安政6)年に最後の5人が解放されました。

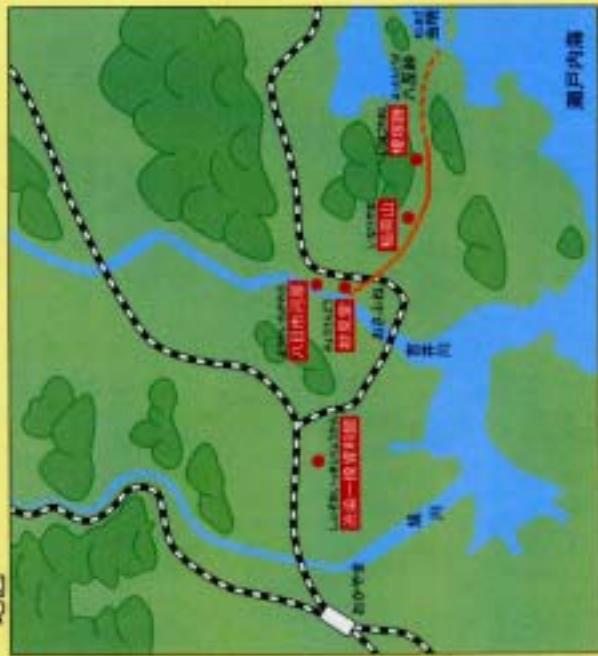
この取り組みについては、「禁脇忍敷訴記」や「南若重宝記」に記載されています。この取り組みの伝統は、明治以降の差別解消の取り組みに受け継がれていました。

農民の一揆の件数



『禁脇忍敷訴記』の内容の一部
私どもは、田畠を耕して年貢をきちゃんど納めてします。それから10年間の合計1500石が6年間の金額です。

地図



岡山県井原市人蔵・同和教開闢(H14.4改訂)